

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和8年6月30日に定めた。

令和8年6月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 特定水産資源              | 知事管理区分         | 知事管理漁獲可能量 |
|---------------------|----------------|-----------|
| まさば及びごまさば<br>対馬暖流系群 | 京都府まさば及びごまさば漁業 | 現行水準      |
| ずわいがに日本海系<br>群A海域   | 京都府ずわいがに漁業     | 25トン      |
| ぶり                  | 京都府ぶり漁業        | 試行水準      |